（書式６）

意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	取手市緑の基本計画見直し案	
意見募集期間	令和７年１２月１５日　から　令和８年１月１５日まで	
意見提出者数	４人	
提出意見数	９件	
意見項目数	９件	
意見提出の内訳	直接窓口へ持参　　人　　件	
	郵送　　人　　件	
	ファクス　　人　　件	
	電子メール　　４人　　９件	
意見の反映結果	A　案に反映させたもの（反映・修正箇所がわかるものを添付）	件
	B　意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの	７件
	C　今後の取り組みにおいて参考にするもの	件
	D　案に反映できないもの	１件
	E　その他（感想・賛否のみなど）	１件
匿名等による意見提出者数	人	

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため，意見の内容に着目し，これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

※類似の意見に対しては，まとめて市（実施機関）の考え方を掲載したものがある場合は，意見項目数と一致しません

※詳細は別紙のとおり

（書式６）

提出された意見と市の考え方

番号	該当ページ	意見	市（実施機関）の考え方	反映区分
1	P51～ P52	幼稚園や小学校、中学校から介護施設、個人宅希望者へプランターや苗（種）を配布し、展示場所や期間を設けて毎年コンテストを行うことや広報へ掲載する等にて取り組みを行うことを要望します。	第3章「みどり」の施策の展開における、施策53・58（P51～P52）に記載のとおり、花の種や苗木の配布などの緑化支援制度を進めて参ります。また、夏の日差しを遮る緑のカーテンコンテストについて継続して実施して参ります。	B
2	P67 P70	ふれあい道路が整備されたのが平成元年頃だ。ふれあい道路沿いの樹木はその頃に植えられたものも多いはずだ。特に桜はソメイヨシノだった場合に寿命は最短で考えると60年程となり、そのうち既に40年弱が経とうとしている。一度植えた樹木などはそう簡単に撤去できない。樹木などの整備は長期の視点こそ大切なはずだ。	第5章緑化重点地区（P67・P70）に記載のとおり、ふれあい道路については樹木の更新時期を迎えているため、雨水排水対策を含めた計画的な更新を検討して参ります。	B
3	P14～ P20 P44 P72	人口減少で人が減り、税収が減る中で平成27年から令和にかけて、「都市公園面積は、新設・拡張、市民緑地の都市緑地指定等により 27.1ha 増加」という文言があり違和感を覚えた。なぜ減少していないのか。今後は人口減少において植木屋などのいわゆるブルーワーカーと呼ばれる職種の費用が上がることは周知の事実である。このまま緑地面積を増やしていった場合、管理などが追い付かなくなることは確実だ。新規施策としても駅前などの整備はともかく、記載されていた「北浦川緑地」や「やすらぎ苑周辺」などの整備に関しては活用や管理に関して疑問が残る。それならば既にある公園やスポーツ施設の整備こそ進めるべきだ。また川を伝ってくるイノシシやキョンなどの獣害対策も必要なはずだが、緩衝地帯の整備や監視カメラの設置などはどうするのか。	都市公園面積の増加につきましては、利根川河川敷内にある貸農園等を取手緑地運動公園に編入したことや、開発行為による新規公園整備等により増加しております。 北浦川緑地につきましては、茨城県が平成2年度から整備を進めている県営公園です。段階的に供用を開始し、令和8年度に完成する予定となっています。 現時点においても、人工芝サッカー場や、スケートボード場などを有する特色ある公園として、多くのかたの憩いの場となっております。 やすらぎ苑周辺整備につきましては、火葬場組合において、地区住民に対するアンケートを実施した結果、子どもが遊べる公園が最も求められており、子どもから高齢者までが集える空間	E

（書式６）

			の整備を進めて参りたいと考えています。 害獣対策については取手市鳥獣被害防止計画に基づき、関係機関や猟友会等と連携しながら継続して対策を進めて参ります。	
4	P67 P70	国道やふれあい道路など、幹線道路ぞいの植樹に関しては将来のバス自動運転などが盛り込まれているだろうか。現在自動運転は実証中ではあるが取手市もいずれ導入すると思われる。その際、植木が風に揺られて障害物として認識されたなどの事例も確認されている。戸頭駅周辺も緑地を進めるよりは守谷市との兼ね合いも考えて道路や住宅を整備すべきだと思う。市の今後の予算も念頭に都市開発やインフラ整備などの関連計画とのすり合わせをぜひもう一度やって頂きたい。	街路樹の道路越境枝につきましては、取手市緑化ガイドラインに基づき、道路構造令で定められた建築限界を遵守した剪定を行っております。 なお、現時点において、バス自動運転に伴う植栽基準などは定められていないため、道路構造令に基づいた整備及び管理を行っております。	D
5	P23	豪雨対策としてのグリーンインフラの明確化 取手市の計画には気候変動・豪雨対応の意義が盛り込まれていますが、具体的施策を「防災インフラ」として位置づけ、計画の柱に据えるべきです。 海外では、デンマーク・コペンハーゲンが Cloudburst Management Plan により街路・雨庭・透水路を整備し、豪雨による浸水リスクの軽減と都市の気候レジリエンス向上に成功しています。このような多機能の緑空間は、水の流れを自然に受け止め制御する機能として実効性を示しています。 また、タイ・バンコクの Benjakitti Forest Park は洪水多発地域において、巨大なスポンジ機能を持つ公園を整備し、周辺の洪水リスク軽減と生態系の回復に寄与しています。これらの例は、単なる美観ではなく危機対応能力の強化として緑を位置づけるモデルです。	豪雨対策としてのグリーンインフラの整備につきましては、第5章緑化重点地区（P67・P70）に記載のふれあい道路について、雨水排水対策を含めた樹木の更新を検討して参ります。	B

（書式６）

6	P43～ P47	子育て・健康を支える緑の空間 緑の機能は防災だけでなく、生活者の健康増進や子どもの成長環境としても重要です。安全な歩行動線、木陰の休憩空間、遊び・学びのフィールドとしての緑のネットワーク強化は、子どもと保護者双方に恩恵をもたらします。 海外では、米国ニューヨーク市が Green Infrastructure Program により都市の雨水処理とともにコミュニティガーデン等を整備し、水質改善だけでなく地域の健康・交流増進にもつなげています。	第3章「みどり」の施策の展開における、基本方針2及び3（P43～P47）に記載のとおり、緑のネットワーク形成やコミュニティを育むための施策等を展開して参ります。	B
7	P34～ P36 P50～ P52	計画の実行力（見える化・市民参画）の仕組み 計画の成果を市民がリアルタイムで把握できるよう、**年度ごとの達成状況を公開する「見える化」**の仕組みを組み込むべきです。さらに、地域団体・学校・市民が維持管理や緑の利活用に参画できる制度設計により、「行政がつくり市民が使う」から「行政と市民が一緒につくり育てる」へと進化させてください。	計画の成果につきましては、第2章「みどり」の将来像と目標（P34～P36）に記載のとおり、次回は中間年次（令和14年）における進捗管理を行って参ります。 また、第3章「みどり」の施策の展開（P50～P52）における、基本方針5に記載のとおり、市民の皆様と緑を育てていく施策を展開して参ります。	B
8	P36 P47	耕作面積は、農林水産省 HP によりますと、農業従事者の平均年齢が、令和7年で、約68歳となっています。令和8年から令和20年と言いますと、若い世代が農業に従事しない限り、平均年齢は80歳になってしまいます。 ここの施策はとても重要であると考えますが、見直し案では、『農地の流動化の検討』施策は、削除されます。 その理由は、個人の資産に対し、流動化を促進するのは困難であるため。とありますが、ここは、削除すべきではなく、困難であっても、進めるべき施策ではないかと考えますので、このまま『継続』で進めて行って欲しいです。	当市としても農地を保全することは必要だと考えているため、施策39「低未利用土地の利活用」により、遊休農地に対しても施策を展開して参りたいと考えています。 なお、施策39について、原案では「施策34　低未利用土地の公園等への活用」としていましたが、「施策39　低未利用土地の利活用」へと修正いたしました。	B

（書式６）

9	P50～P51	P50に書かれている、地域ぐるみで緑を育て・守る活動の展開の中には、市民や自治会町内会、NPO法人、市民活動団体、事業者との協働による維持管理活動を展開しと書かれています。 私も、地域ぐるみで緑を育て・守る活動の展開は、市民や自治会町内会、NPO法人、市民活動団体などと活動することが大事だと思いますが、自治会町内会やNPO法人、市民活動団体のメンバーも若い世代がなかなか入って来ず、高齢化が進んでいます。 その課題をどう解決していくのかという点が最大の問題だと考えます。 そう考えますと、ボランティアで、無償で活動してもらうという考えでは、細って行くだけだと考えます。有償ボランティアなどとして、しっかりと財政支援をする必要があると考えますので、ご検討して頂ければと思います。	地域ぐるみで緑を育て・守る活動の展開につきましては、協力していただける団体の活動内容に合わせて、草刈機や花苗など必要な資機材の提供を実施しております。 また、団体によっては、業務委託契約を締結し、実施した作業に対して委託料を支払うというケースもございます。 長く地域の緑を育て・守って頂けるよう、活動内容に合わせた支援を行って参ります。	B

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため，意見の内容に着目し，これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

（書式６）

匿名等によって提出された意見

番号	意見